



# TRAFFIC LIGHT PROTOCOL (TLP)

## FIRST Standards Definitions and Usage Guidance — Version 2.0 日本語版

トラフィックライトプロトコル(TLP)

FIRST による定義と利用ガイドライン Version 2.0 日本語版

TLP Version 2.0 は、FIRST が標準化した TLP の現行版である。2022 年 8 月以降に有効となる。

### 1. はじめに

- a. トラフィックライトプロトコル (TLP) は、機密となりうる情報の広範な共有と、より効果的な連携の促進を目的に作られた。情報共有は一人または複数の受信者向けに、発信者から発信する。TLP は、受信者に適用される情報共有の境界を示す、4 つの標示から構成される。FIRST は、本標準に掲載の標示のみを有効とする。
- b. TLP の 4 つの標示とは、TLP:RED、TLP:AMBER、TLP:GREEN、TLP:CLEAR である。文書において、TLP 標示にスペースを入れてはならず、アルファベット大文字で表記する必要がある。TLP 標示は他の言語で使用されても、元の形式のままではなければならない。つまり、コンテンツは翻訳されても、標示は翻訳することができない。
- c. TLP は、機密となりうる情報の共有先を、シンプルかつ直感的に示す仕組みを提供する。TLP は正式な分類法ではない。TLP は情報のライセンス期間や情報ハンドリング、暗号化の規定を定めるために作られたものではない。TLP 標示とその定義は、いかなる地域の情報の自由や情報公開法に影響をもたらすことを意図したものではない。
- d. TLP は導入しやすいこと、読みやすいこと、そして人と人との情報共有を容易にすることに最適化されている。[MISP](#) や [IEP](#) のような、自動化された情報交換システムに利用してもよい。
- e. TLP はチャタムハウスルールとは異なるが、適切と判断される場合に併用してもよい。チャタムハウスルールのもとでは、参加者は会議中に得た情報を自由に引用できるが、その発言者や他の参加者自身および所属組織を特定する情報を明かしてはならない。

- f. 情報の発信者は、受信者が TLP 標示された情報を理解し、TLP 情報共有ガイダンスに従うことを確実にする責任を持つ。
- g. 情報の発信者は、追加の共有制限を自由に指定できる。受信者はその制限を遵守しなくてはならない。
- h. 情報の受信者は、当初の TLP 標示より広い範囲にその情報を共有する必要がある場合は、発信者の明示的な許可を得なければならない。

## 2. 利用方法

### a. メッセージにおける TLP の利用 (電子メールやチャットなど)

TLP 標示されたメッセージは、情報の TLP 標示および追加の共有制限を、その情報自体の直前に示さなければならない。TLP 標示は電子メールの件名に書く必要がある。また、標示が適用される文字の終端を必要に応じて指定する。

### b. 文書における TLP の利用

TLP 標示された文書は情報の TLP 標示および追加の共有制限を各ページのヘッダーとフッターに示さなければならない。ロービジョンのユーザーのために、TLP 標示は **12 ポイントかそれ以上の大きさの文字**にする必要がある。TLP 標示は右寄せで表記することを推奨する。

### c. 自動化された情報交換システムにおける TLP の利用

自動化された情報交換システムにおける TLP の利用方法は定義されていない。これはシステム設計者に一任されるが、本標準に従わなければならない。

### d. TLP のカラーコード(RGB、CMYK、Hex)

	RGB: font			RGB: background			CMYK: font				CMYK: background				Hex: font	Hex: background
	R	G	B	R	G	B	C	M	Y	K	C	M	Y	K		
<b>TLP:RED</b>	255	43	43	0	0	0	0	83	83	0	0	0	0	100	#FF2B2B	#000000
<b>TLP:AMBER</b>	255	192	0	0	0	0	0	25	100	0	0	0	0	100	#FFC000	#000000
<b>TLP:GREEN</b>	51	255	0	0	0	0	79	0	100	0	0	0	0	100	#33FF00	#000000
<b>TLP:CLEAR</b>	255	255	255	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100	#FFFFFF	#000000

カラーコードに関する備考：文字と背景の色のコントラストが低いと、ロービジョンの人は文字を読むのに苦労するか、まったく見えないことがある。TLP はロービジョンの人に配慮した設計

になっている。情報の発信者はそのような読者のために、十分なカラーコントラストを確保し、TLP カラーコードを遵守する必要がある。

### 3. TLP の定義

**コミュニティ**：TLP において「コミュニティ」とは、共通の目標、慣習、非公式な信頼関係を持つ集団である。コミュニティの範囲は、ある国（またはセクターや地域）のすべてのサイバーセキュリティ実務担当者が対象になり得る。

**組織**：TLP において「組織」とは、正式なメンバーシップによる共通の所属を持ち、その組織が定めた共通のポリシーによって結ばれた集団である。組織の範囲は、情報共有を目的とした組織のすべての構成員と同程度になり得るが、それより広くなることはまずない。

**クライアント**：TLP において「クライアント」とは、ある組織からサイバーセキュリティのサービスを受ける人々や事業者である。クライアントは初めから TLP:AMBER に含まれるので、彼らが自衛する行動をとるためなら、情報の受信者はさらに下流の人々や事業者に情報を共有してもよい。国家的責任を負うチームの場合には、この定義にステークホルダーや有権者をも含む。

- a. **TLP:RED** = 受信者個人の目と耳に向けた共有に限られ、その先の公開はない。対象となる情報は関係組織のプライバシー、評判、または業務に重大なリスクを生み、第三者の手に渡ることで効果的に作用しない場合には、情報の発信者は TLP:RED を使用してよい。そのため、情報の受信者は、TLP:RED 情報を他の誰にも共有してはならない。例えば会議を想定すると、TLP:RED 情報は、その会議に出席した者に限られる。
- b. **TLP:AMBER** = 限定公開、情報の受信者は **Need to know** の原則に基づき、組織内やそのクライアントにのみ共有できる。**TLP:AMBER+STRICT** は、ある組織のみに共有を限定する。対象となる情報は第三者の手に渡り効果的に作用することが求められるが、同時に関係組織外に共有されるとプライバシー、評判、または業務に対するリスクが生じる場合には、情報の発信者は TLP:AMBER を使用してよい。情報の受信者は、自組織とその組織のクライアントを保護し、更なる被害を防ぐためなら、**Need to know** の原則に基づき、自組織の構成員とその組織のクライアントに TLP:AMBER 情報を共有してもよい。備考：情報の発信者が共有範囲を一組織のみに限定したいのであれば、TLP:AMBER+STRICT を指定しなければならない。
- c. **TLP:GREEN** = 限定公開、情報の受信者はコミュニティ内に情報を共有できる。対象となる情報が、より広いコミュニティで認知度が上がることが有用な場合には、情報の発信者は TLP:GREEN を使用してよい。情報の受信者は、コミュニティ内の仲間とパートナー組織に TLP:GREEN 情報を共有してもよいが、公にアクセス可能な手段を介してはならない。TLP:GREEN 情報は、コミュニティ外には共有してはならない。備考：「コミュニティ」が定義されていない場合は、サイバーセキュリティや防衛のコミュニティを指すと想定すること。

- d. **TLP:CLEAR** = 情報の受信者は、全世界に向けて情報を共有できる。公開に制限はない。情報の発信者は、対象となる情報が誤用されるリスクが最小限または想定されない場合に、一般公開に適用される規定と手順に従って TLP:CLEAR を使用してよい。標準的な著作権保護の規定に則り、TLP:CLEAR 情報は制限なく共有してよい。

---

備考：

1. 本文書における、MUST および SHOULD の定義は、[RFC-2119](#) に準じる。
2. ご意見等あれば、次の電子メールアドレスにお寄せください。（訳注: 英語）[tlp-sig@first.org](mailto:tlp-sig@first.org)

---

Translation: Masae Toyama, Koichiro Komiyama, Yukako Uchida, JPCERT/CC, JP  
Review: Masato Terada, HIRT, JP  
Yoshiki Sugiura, NTT-CERT, JP  
Takayuki Uchiyama, Panasonic PSIRT, JP  
Seiichi Komura, AT-CSIRT, JP